

タク放題会員規約

■第 1 条 名称及び入会

1. 本会は『タク放題クラブ（以下、本会という）』と称し、会員制として運用します。
2. 本会に入会する際（試験運用時の入会、及び本格運用時の入会を含む）は、このタク放題クラブ会員規約（以下、本会規約という）を理解し、同意した上で当法人が定める方法で当法人に入会の申込みをし、当法人がこれを承諾したときに本会の会員資格を取得します。（本会の会員資格を取得した者を以下、「本会員」という）
3. 本会員は、別に定める当法人へのタクシー事業者が加盟する会員組織（以下、「Mobility-future 会」という）と当法人との間で運営される「月額定額タクシーサービス」である『タク放題』サービス、及びその他付帯するサービスや商品を当法人の定める価格で当法人より購入、賃借することが出来ます。

■第 2 条 重要事項に関する承諾

次に定める事項においては、本会規約と合わせて当法人が提示する「重要事項説明書（ご旅行条件書全文）」に準ずるとともに、本会規約に同意し、本会入会を当法人が受け付けた時点で、承諾されたものとします。

■第 3 条 個人情報の取扱い

本会員は、当法人が本会員の個人情報について、必要な保護措置を取ったうえで、以下の通り取扱うことに同意します。

1. 本人確認、タク放題プラン加入条件確認のため申込者の本人確認書類、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、及び母子手帳等の複写（コピー）をご提出いただく場合がございます。なおプライバシー保護の観点から本人確認書類に本籍地が記載されている場合は、黒く塗りつぶしてご提出ください。ご提出いただいた個人情報は、当法人の公式ホームページ掲載の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。

2. ご記入・ご提出頂いた個人情報の利用目的は以下の通りとなります。

- ①当法人が提供するモビリティ（移動）サービスや旅行商品の申込み受け付け処理・会報や当法人の商品ならびに協賛商品、及び景品の配達・発送・保守メンテナンス等の一連の業務を遂行するため
- ②商品・サービス・キャンペーン・メールマガジン・広告等の各種ご案内やダイレクトメール・電子メールを送付・配信するため
- ③会員管理システム・会員サイト（本会員のマイページ）に登録するため
- ④申込みの適用審査を行なうため
- ⑤当法人が提供するモビリティ（移動）サービスや旅行商品代金の決済処理のため

- ⑥業務上必要なご連絡をするため
- ⑦ポイントシステム等の会員サービス提供のため
- ⑧統計調査・データ分析・アンケート調査等の分析を行うため
- ⑨本会員が当法人に対して事前に許諾した本会員に関連のある写真や動画を当法人のホームページに掲載するため
- ⑫個人情報の開示等に対応するため

3. 第三者提供について

上記利用目的のため、当法人、Mobility-future 会加盟事業者、協力企業へご記入頂いた個人情報の全てを、FAX、郵送、ネットワークを通じたいずれかの方法で提供する場合があります。

4. 委託について

必要な範囲内で個人情報の取扱いを外部の委託先に預ける場合があります。

5. 個人情報の開示・訂正・削除・利用停止等については、下記記載の当法人窓口までご連絡をお願い致します。

『タク放題クラブ』お客様センター 電話：054-204-0800（平日 9:00～17:00）

6. 個人情報保護管理責任者は当法人の営業責任者です。

■第4条 ID およびパスワードの管理

アカウントを利用するための ID およびパスワードは、他人に知られることがないように定期的に変更する等、会員本人が責任をもって管理してください。当法人は、入力または利用された ID およびパスワードの組合せが会員の登録したものと一致することを所定の方法により確認した場合、会員による利用があったものとして会員サービスを提供するものとします。当法人は、盗用、不正利用その他の事情により会員のアカウントを当該会員以外の第三者が利用している場合であっても、当法人の責めに帰すべき事由がある場合を除き、それにより生じた損害について責任を負わないものとします。

■第6条 登録情報の変更

会員として登録した情報（以下「登録情報」といいます。）に変更が生じた場合は、速やかに登録情報の変更をお願いいたします。登録情報の変更がなされなかったことにより会員に生じた損害について、当法人は、当法人の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。また、変更がなされた場合でも、変更前にすでに手続きがなされた取引は、変更前の情報に基づいて行われます。登録情報の変更内容を当該取引の相手方に通知する必要がある場合には、会員より当該相手方に直接ご連絡下さい。

■第7条 当法人によるお知らせ

1. 会員サービスに関する当法人から会員への通知等は、最新の登録情報におけるメールア

ドレス宛てへのメールの送信、当法人が運営するウェブサイト上への掲示、または、その他当法人が適当と判断する方法によって行います。

2. 会員は、当法人がメールの送信による通知を行った場合、前項のメールアドレス宛てに当法人がメールを送信し会員が当該メールを閲覧可能になった時または当法人がメールを送信してから24時間後のいずれか早い時点で当法人からの通知が到達したとみなされることに、あらかじめ同意し、前条の登録情報の変更を行うものとします。

■第8条 規約の変更、承認

1.当法人は、本規約および重要事項説明書の事項変更に関して、効力発生日 30 日前までにウェブサイト (<https://www.shizuoka-taas.com/>)、もしくは郵送等で通知することで、本会規約の全部又は一部を変更することが出来ることとし、本会員が効力発生以降も利用を継続する場合、これを承諾したとみなします。また、双方合意の元、特例とされた場合を除き、本規約および重要事項説明書、その他書書類と内容に矛盾・抵触が生じた場合には、当該ウェブサイトにて定められた内容が優先されます。

■第9条 禁止事項

本会員は、次の行為をすることが出来ません。

- 1.当法人の商号ならびに「タク放題クラブ」、及び「Mobility-future 会」の商標及びサービスマークを使用した営業活動、その他営利を目的としたこれらの利用及びその準備を目的としたこれらの利用。
2. 他の本会員・第三者のプライバシー・その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
3. 当法人、本会の財産・権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
4. 「タク放題クラブ」の信頼性を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
5. 「タク放題クラブ」の会員資格を第三者に譲渡または転貸すること。
6. 上記各号の他、他の本会員、第三者、当法人に不利益又は損害を与える行為、与える恐れのある行為。

第10条 所有権など

1. 当法人が本会員に提供した移動サービス並びに旅行サービス、およびその他一切のサービスの利用権は本会員に帰属するものとします。
2. 当法人が本会員に提供した移動サービス並びに旅行サービス、およびその他一切のサービスに付帯する商品の所有権は本会員に帰属するものとします。
3. 以下の権利は当法人に帰属するものとします。
 - (1) 当法人が本会員に配布する宣伝物・印刷物に関する商標権その他の知的財産権
 - (2) 当法人が本会員に提供する移動サービス並びに旅行サービス及びその他の一切のサー

ビスや商品に付随する技術及びノウハウ全般

第11条 会員期間・期限の利益の喪失・本会員資格の取消し・退会等

1. 会員は、当法人所定の退会手続きにより、本契約を終了させることができます。
2. 本会規約に基づく本会の会員期間は、本会員が退会を申し出、当法人が申し出を受託し、手続きが完了した時点とします。
3. 本会員が退会しようとする時、退会しようとする 1 ヶ月前迄に当法人所定の書面もしくはそれに準ずる方法にて当法人に通知するものとします。

この場合、一度払い込まれた料金を当法人が払い戻しに関しては、当法人所定の取消料を控除して返金することがあります。また、本会規約の会員期間中に生じた本会員の債務については、退会後においても本会員はその履行の責任を負うものとします。

4. 当法人は、本会員が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、当該本会員に対し、何らの催告をすることなく本会員資格を取消しすることが出来るものとします。この場合、当法人からの取消し通知が当該本会員に到着した時点で当該本会員は本会を退会したものとします。

当法人は、本会員資格を取消した場合に当該本会員に損害が生じたとしても、これを賠償する責任を一切追わないものとし、本会員はこれを了承するものとします。

(1) 本会規約上の義務に違反した場合

入会申込に際し、氏名、住所等本会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。

(2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他の反社会的勢力（以下、暴力団等という）である場合、ことさら自らが暴力団等である旨、関係団体・関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合。

(3) 自ら又は第三者を利用して、当法人及び Mobility-future 会加盟事業者に対して、詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いるなどした場合。

(4) 当法人が本会員に提供する移動サービスを本会員の事業及び勤労並びに労働の目的で利用する等の当法人が定める用法と異なる用法で使用した場合。

(5) 本会規約に基づく料金の支払い等当法人に対する債務の履行を怠った場合。

(6) 料金の支払いを遅延した場合。

(7) 本会員の信用状態が悪化した場合。

(8) 自ら又は第三者を利用して、当法人の名誉を毀損、又は毀損するおそれのある行為をした場合。自ら又は第三者を利用して、当法人の営業を妨害、又は妨害するおそれのある行為をした場合。他の本会員に迷惑となる行為があった場合。

(9) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の取引停止処分、もしくは租税公課の滞納、その他滞納処分、又はこれらの申立、処分、通知を受ける事由が生じた場合。

(10) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り、又は破産、会社更生手続き及び民事再生手続等の倒産処理手続き（本会規約締結後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立原因を生じ、これらの申立を受けた場合、もしくは自らこれらの申立をした場合。

(11) 当法人が本会員に対して、応答を要する連絡を行ってから、30日を過ぎて回答を得られない場合。

(12) その他、本会の本会員として相応しくないと当法人が判断した場合。

5. 本会員が前項各号いずれかの事由に該当した場合、当該本会員は、当法人の請求により本会規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当法人に対して債務の全額を支払うものとします。

6. 本会員は、本条1,2,4項の債務を支払う場合、当法人の本店へ持参もしくは指定の口座に送金して支払うものとします。

7. 本条4項により本会員資格の取消しを行った場合、理由の如何を問わず、当法人が貸与した会員証その他の物品を自己の費用負担において直ちに当法人に返却するものとします。故意、過失を問わず、会員証その他当法人の所有物が直ちに返却されない場合、当法人はこれらの時価相当分の費用その他について当法人が被った損害として、当該本会員に対しその賠償を請求出来るものとします。

7. 本会員資格が失効された時点で、付随するプランについても同時に失効されるものとします。また、その時点で該当するプランやキャンペーンに応じた途中解除料等も合わせて支払うものとします。

■第12条 免責

次の各号のいずれかに該当し、当法人の債務が本旨に従って履行できないときは、当法人はその責を免れるとともに、本会規約の全部または一部の解約が可能であることとします。

1. 天災・地変、交通渋滞、目的地の施設の休館や閉館、その他当社の責に帰することができない事由により、タク放題サービスによる輸送遅延及び安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき。

2. 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき。

3. 本会の運営が困難な重大な事由が生じたとき。

4. その他前各号と同等の事由が生じたとき。

■第13条 損害賠償

1. 当法人は、当法人が本会員に別途配布する書面に定めた以外の本サービスや付帯する商品の使用方法による本会員の損害に関していかなる責任も負わないものとし、かかる損害の賠償を一切行わないものとします。本会員が故意、過失あるいは当法人が定める以外の使用方法にて当法人の提供するサービス並びに付帯する商品を破損又は紛失した場合、時価相当分の弁済をしていただくことがあります。

2. 本会員と当法人が取り交わした本会規約又は本会に関する紛争については、当法人の登記する住所地の管轄地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

一般社団法人静岡 TaaS『タク放題』会員規約設定 令和4年3月1日